.

規

矩

考

『周礼考工記』よりの考察

高田

克

E

十一、車の綜合図象

車構成の規画 (図説 車七車八)

る。

輪からはじまり、 蓋・輿・輈などの各部について、規画とその構成をみてきたが、ここでは、それらが綜合された全体の規画について検討す

れらは以下に示すように、平面図と立面図の展開のうちに見出されるのである。(規円内の重複円に注意) 権輿の古語から考えて、さらにこれを全体図の中心にあてる。したがって一二、二尺の半径をもつ円と、七尺の半径をもつ円の中心である。こ 軸との交叉位置(O)まで、水平に一二、二尺(G-O)をとる。輈長は一四、四尺(G-T)であるが、輿の中心にあたるところまでであり、 輪の接地面から蓋頂まで(図説車七)一四尺(A―B)の高さとして、その中心(O)は七尺の位置、また輈を、その前端頚(G)から、車

すでに輿の型体寸法の企画を知ったが(図説車五)、 ここで全体図からみるとき 輪崇と輿広と衡長の参如一、すなわち「参称」の関係は、 さ

らにその緊密なことが明らかになる。

15°の精算値では一二、七四一)で、割円十二のときの弦の長さ(内接稜角の一辺)になる。 参如一にあたる六、六尺は、一二、二尺半径円の外接十二稜形の一辺であり、さらにその外接円の半径一二、六尺(古法積矩の算出値、 但し

図にみられるように、六、六尺の巾帯によって、この円内に十字交叉の型から、その中央に正方形をつくるが、その各一辺は参如一の基長で

あることを示している。

内に、 が、それに内接した十二稜形の一辺は四、六尺であって、これが蓋弓の平頂部(部広六寸をふくむ)の寸法になる。 輿隧の四、四尺は、半径八、五尺の円に内接する十二稜形の一辺にあたることを示しているが、この門は、一二、二尺半径円に内接した方形 さらに内接する円であって、直径が一七尺である。 また 一二、六尺のとき、 同様にして内接方円をくりかえして、 九尺の半径円を得る

する六稜の対角をとった長方形の中に、企画されたことがわかる。長方形の短辺が一四尺、長辺が二四、四尺である。 「面図にみるように、全高(蓋頂から地平まで)と輈長をふくむ水平の長さとは、半径一四尺(古法、精算値は、一四、一四)の円に、 内接

るが、輿の中心からとれば、長方形の長辺の半で一二、二尺(gーB)である。 さて輈の帆前一〇尺というのは、軫の前面から頚までとしたもので、輈の全長は、 輿の後部下の踵までを一四、四尺(GーT)とするのであ

いは頚から垂下さした位置と、軫の前面に水平に測った距離であるのかは、不明である。実際には、国馬と田馬と駑馬との背高によって異るは **輈長について、帆前一○尺とするような、あいまいな表現であるために、これを輿の下の長さを**加算して、**輈長の実質寸法とするのか、ある**

ずである。

が、これは綜合規画図からみるとき、これが意図されたもののように判断されるからである。三様の馬の体位からみても適当するであろう。 以上をふくめて、 「輈人」の規画図(車六)には、輈長を一定にとって、高さとの変化に応じたものである。しかし、ここでは帆前一○尺の間隔を定長とした 各部の詳細を次ぎに表示して、はじめの図上 (図説車七)と対照できるようにした。

(図説車八)は、規矩による企画の構想を示すものであって、規(コンパス)を、きわめて精密に使用した結果を、矩法から寸法の決定

直径二八尺の大円のうちに、象徴的意図をこめて、熟達した規矩法の知識と技術をもって、図上に企画した様相がうかがえるのである。

までにいたる痕跡を、追求してみたのである。

規 矩 考

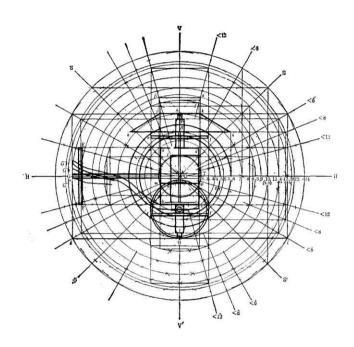
車の綜合規画

規

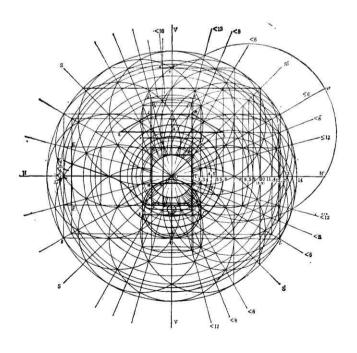
矩

考

(図説 車七)



(図説 車八)



車線合構成の規画表

規 矩 考

						7	
	記 	号 間	の尺月	隻		稜角	円半径と その内椁(郭 — 矩形)
全	高	А—В	14尺	A-O O-B O-7	7尺	∠6	14尺の中 — 短辺
地	平	$g\!-\!\ell$	24.4尺	$\mathbf{g}-\mathbf{B} \\ \mathbf{B}-\boldsymbol{\ell}$	12.2尺	∠6	同 上一長辺
蓋	桯5/8	A-0 A'-0	5 //			∠6 ∠8	同 上一短辺の1/2 13尺の中 - 短辺の1/2
	弓 (平頂)	j′ —k′ j —k	4.64			∠12	9尺の中 - 短辺
輿	広	a — b d — c	6.6尺			∠12 ∠8	12.6尺 — 短辺 8.5∥ — 短辺
隧		$ \begin{array}{c} a - d \\ b - c \\ a' - d' \end{array} $	4.4 //			∠12	8.5〃 — 短辺
	広+両轂長 軫崇	$s - t$ $\ell - n$ $m - b$	13 " 3.3" 2.2"			∠6	13 / — 短辺
輈	長 ^{12.2} 14.4 衡長	G-O E-F=	12.2尺 =a-b=ef(参如一)6.	6#	∠6 ∠12	14 尺 — 長辺の1/2 12.6〃 — 長辺の1/2
// 輔	只(弓長6尺)1 論(〃5尺) 诊(〃4尺)	9. 1 // O-	– q	// 4.	55 //		
車の)度長(基準)	u — v				∠36	12.2尺(外)―短辺の1/2

(7

車制の規画円は、まず七尺の半径から始められてい ることに注目できよう。また円と方、また各稜形の対 為ことに注目できよう。また円と方、また各稜形の対 数を、輿、輪に地数の象数を当てている。 なお七数は武に関する(易では少陽)といわれてい るが、あるいは、ここでは兵車の設計を意味するもの であろうか。なお象徴の数については、他日を当てた

規による割円(偶数分割)法を用い、それによったために、繁雑な線描にみえるが、原理は簡単である。以上は平面と立面とを、同一基準円のうちに規画し

ければならない。

めたものとしても、それなりに高等な技術、熟練がな

的知識を必要としており、

たとえ原始的な経験から創

する図形を企画(Design)するための思考は、

、円函数

数関係に象(徴)数が用いられているが、それに適合

な寸法を決定したものであった。稜角数と基準長の倍稜角内にふくむ矩形の、短辺または長辺によって、主

規 矩 考

十 二、 車

人

「車人」は『考工記』の末尾にある「弓人」の項の前に載せられていて、 『考工記』の冒頭に説く「輪人」「輿人」「輈人」の項とは、はる

かに隔てて記されている。

始めに

車人之事、半矩謂之宣

車人の事、半矩は之を宣と謂う

くなって落ちることだから、結髪などの高さを除いた意であろう。人長八尺を三分すれば、各二尺六寸三分の二で、これを一矩として、半矩で とある。◎ 鄭玄の注によれば、人長八尺をおよそ三分すれば、頭、腹、胫となり、宣とはその頭部のことであるとする。宣髪といえば頭髪が白

一宣有半謂之欘

あれば一尺三寸三分の一になる。いわば六等身が考えられている。次いで、

一宣有半、之を欘と謂う

とあるが、欘は斧の柄のことである。®一宣は一尺三寸三分の一、その半分が六寸三分の二であるから、これを合せて二尺である。さらに

一欘有半、謂之柯

橘有半、之を柯と謂う

とつづく。柯もやはり斧の一種の柄のことである。二尺と、その半の一尺を加えて、三尺に相当している。そして

一柯有半、謂之磬折

柯有半、之を磬折と謂う

とする。一柯有半は、すなわち四尺五寸にあたる。これを磬折というのは、人が起立して、うつむいたときの形であって、その時の姿勢が四尺

五寸であると、趙氏は注釈している。®

車人為耒疵、長尺有一寸、中直者三尺有三寸、上句者二尺有二寸

車人は耒庛を為くる、長さ尺一寸あり、中直は三尺三寸あり、上句

は二尺二寸あり

とある。④この庇とは、 耒耜をいう場合の耒の先端にあたるところで岐木である。前に曲って耜に接している。耜は、 地中に突刺する部分で金

る。 外以至於首、以弦其内六尺有六寸与歩相中也」として、これを歩相にあたると言う。 属のところである。 来の首という。その長さは二尺二寸を度としている。 耒の身は、中程が直であって、 『繋辞』にもあるように、古代ではこれも木であった。⑤ 底の上の部分にあたるところが、

三尺三寸である。 以上各部を合せて耒とし、 これは 遺物にも見られる。 およそ六尺六寸になる。したがって王昭禹は「自其施縁其 人が手で執るところは、 脏は、 句であるが、上の方を上句とい 長さを一尺一寸を度としてい

これについて鄭玄の注に「縁外六尺有六寸、内弦六尺、応一歩之尺数耕者、以田器為度宣、 耜異材、 不在数中」と注釈して、 この寸法の中に

は、 異材の耜の部分は這入らないとしている。

この後には、 耒耜の図は『考工記図』『三礼図』などに載せているが、 土地の質が堅と柔の異によって、その使用上の機能的形体から、 いずれも想像図に過ぎないようである。様式も区々で、 直庇、 句庇及び中地の未の種類があることを記している。すな 凶解も拙劣なものである。

堅地欲直庇、 柔地欲句脏、 直施則利推、 句庇則利発、 倨句 聲折、 謂

わち

之中地

は則ち発するに利、 **倨句磬折するは之を中地と謂う** 直疵は則ち推すに利、

柔地は何疵を欲す、

堅地は直庇を欲し、

とある。 しているものがある。 鄭玄の注によれば「中地之耒、其疵与直者如磬折、 種類もいろいろあったようである。 則調矣、 調則弦六尺」とある。 漢代の画象石にみられるものは、 直施で先端を二分

目できよう。 鋤」の型である。寸法もほとんど耒相に等しい。周知のように、 ・地の耒について、 形体の詳細は明らかではないが、 わが正倉院に現存する鋤の型式に、 正倉院には二口の現存物がある。©これが車の寸法と、 近似したものが推考される。 合致していることに注 すなわち「子日手辛

に日本に伝わったのである。 后は蚕室を掃って、 朝以来、 これらは、 政治上の儀式には、 朝廷で年中行事に関係して用いられた遺品であるが、 蚕神を祭るのであるが、すでに『礼記』「月令」に詳記されている。これが、古代の「礼」を尊重した唐朝に伝わり、 唐朝の式典儀礼が模倣採用されてきた。 この行事は、 がんらい年中行事は周・漢からの制度で、 中国では古来に、盛大に営まれた正月の儀式である。 正月に、 天子は籍田を耕し、 わが奈良 さら

規 矩 考

句庛

規 矩 考

鋤の型は、

| 朝鮮に現存するものに近似しているとされる)

願の行事であるために、 記録によれば、 その柄には、 この手辛鋤は、孝謙天皇の天平宝字二年(758)正月三日の初子の儀式に用いられている。 淡紅の地に蘇芳で木理を描く。鋤先は鉄製で、 農具が用いられるのである。 この二口の遺品は、 表裏共に漆を塗り、 同型であって、 その上に金銀泥で、 柄が二段に屈曲し、 鋤と柄との接続には、 往古の農耕生活と結びついた、祈 蔓草花蝶鳥の模様を描く。 (木製)

主として古代規矩法に拠ったものであるからとしても、過言ではないであろう。 このように意匠され、 の制をもって、 はわが朝の模造であろう。また古礼の式具として、唐朝では『考工記』の記載の型が、そのまま踏襲されたとも思われないが、 わが国に、 唐朝の礼式が模倣移入されたばあいに、唐朝で用いられた器具が、輸入されていたとしても当然である。あるいは二口のうち一口 理想としたのであるから、規矩(法象図形)にしたがった設計が、正統を踏むものによって、採られたことは明らかであろう。 設計製作された器具類は、 正倉院御物には、多く見出される。奈良朝の遺品に、特有の整然とした形体が見られるのは、 周・漢代の「礼」

いわゆる六等身からなりたつものとしている。しかもこれらの倍数の関係が、 が、車を造るにあたっても、人体長のそれは、長矩度量の基準になる。 たその大きさも、 耒は農耕の労働用具であるから、力学的な構造として、それは経験的に形成される。直庇、 いまこの鋤の長さを、 一機能的な意味を示した記録である。そして一方に、 人体長から割出されるのである。 周尺に換算してみれば、ほぼ六尺六寸に近い。そして句曲の率をみれば、 (前述の人体に関した比例を『考工記』の中に見出すことは、注目されねばならない)車人 人間の体形を、すでにあげてきたように、 利器としての、斧の柄の長さの関係が、各種器具の寸法標準にされたこ 象数(象徴―法数)と一致するように考えたことは、 句庛、 中地の耒ともに、そのことを録しており、ま 前述の車制の作図に合致している。 天地の法則から出た比例で割付けて、 西欧建築の がんらい

さてこれに続いて

module と対照して、興味を懐かせるものがある。

車人為車、柯長三尺、博三寸、厚一寸有半、五分其長、 以其一為之 車人は車を為る、柯長は三尺、博は三寸、厚一寸半あり、 其の長を

首

とあって 、基準長となる斧の実体を、ここに挙げている。すなわち斧の頭 (首) は六寸で、その柄 (柯) は三尺、博さが三寸、厚さが一寸半で

五分して、其の一を以って之れを首と為す

ある。この基準長と単位名称を掲げて、以下の車の形体を説明している。

轂長半柯、 其囲一柯有半、 輻長一柯有半、其博三寸、厚三之一、渠

載長は半柯、 其の囲は一柯半あり、 輻長は一柯半あり、 其の博は三

三柯者三

寸、厚さ三之一、渠は三柯なる者三

あるから、二十七尺になる。三径一で計算して、輪の径 輻にして九尺になる。後に大車崇九尺(三柯)とするのはこれである。渠とは木を輮するところで、牙のことである。その長さは、三柯者三で 玄は注して「大車轂径尺五寸」とある。そして輻の長と博、厚も 明言されている。(「輪人」には明らかでない)すなわち 輻長は四尺五寸、 の囲は、 とある。半柯は一尺五寸、一柯半は四尺五寸に当る。「輪人」では、轂長を三尺二寸とするが、これは一尺五寸である。また「輪人」では、 をあげたものであって、輻の実長はやや短くなる筈である。 載長に等しいものであるが、ここでは三倍(四尺五寸)になり、したがって轂長は、轂径に等しいもの(一尺五寸)と考えられる。 (崇) 九尺に合致する。しかしながら、轂径を含まずに九尺とするのであるから、大数

両

次ぎに山沢を行く車について

行澤者、欲短轂、 行山者、 欲長轂、 短轂則利、 長轂則安

澤を行くは短轂を欲し、山を行くに長轂を欲す。短轂は則ち利に、

長轂は則ち安し。

澤を行くは輮を反に、山を行くは輮を仄にす。輮反すれば則ち易く

輮仄すれば則ち完し。

六分其輪崇、

以其一為之牙囲

行澤者、

反輮、行山者、仄輮、反輮則易、仄輮則完

其の輪崇を六分して、其の一を以って之を牙囲と為す。

山地によって反したり仄したりすることを記している。しかしその状は、鄭玄の注によれば、材の用い方(木地の表裏)を言うようであるが、 とあるが、ここに短轂と、長轂の別があることを示している。短轂は利敏に、長轂はゆるやかに安定する。また輮(牙、おおわ)を、 沢地と、

明らかではない。仄は傾斜の意味もあるから、いわゆる綆の外反、または内に傾斜した形を指しているのではないかと思われる。

柏車轂長一柯、 其囲二柯、 其輻一柯、 其渠二柯者三、五分其輪崇以

規

矩

考

柏車の轂長は一柯、 其の囲は二柯、 其の輻は 一柯 其の渠二柯なる

規 矩 考

其一、為之牙囲

者三、其の輪崇を五分し其の一を以て之れを牙囲と為す

とある。

載長が三尺で、 **轂囲は六尺、輻は三尺、渠(牙)は長さ十八尺となる。したがって輪崇六尺の五分の一、すなわち一尺二寸が牙囲であ**

大車崇三柯、綆寸、牝服二柯有三分柯之二、羊車二柯有参分柯之一、

柏車の各構成部の一端を示している。これに続いて

大車の崇は三柯、綆は寸、牝服は二柯三分柯の二あり、羊車二柯参

和声二柯

分柯の一あり、柏車は二柯

寸、較の長さは八尺とする。羊車の較長を七尺に、 と記される。鄭玄の注に「牝服長八尺謂較也、羊善也、善車若今定張車、較長七尺」とある。前にあげたように、大車の崇を九尺とし、 柏車は、 輪崇も較長も六尺になっている。そして 綆を一

凡為轅三其輪崇、参分其長、二在前、一在後、以鑿其鉤、徹広六尺、

尺、 凡そ轅は其の輪崇の三に為る、其の長を参分して、二前に在り、一

後に在り、以て其の鉤を鑿す、徹広六尺、鬲長六尺

鬲長六尺

として車人の章を終っている。

説がなされている。 していることから、軌は皆八尺とされるところに比べて、六尺というのは誤で、六と八の写字のまちがいであるとする説 と鬲長が六尺というのは、 事の輪崇が九尺のとき、轅は二十七尺である。その長さの三分の二が前に、三分の一が後で、後部の中央に、車軸(鉤心)を通すのである。 以上に記された車は、大車とは牛車のことで、平地で荷を運ぶ車、柏車とは山を行く車、羊車とは善車ということで、宮中の車であるとする たとえ輪の崇(高さ)が、三車は別々であっても、各轅はいずれも崇の三倍である。すなわち、柏車の輪崇が六尺のとき、轅は十八尺で、大 両轅の内に一牛を入れているので、狭くなるのであるとする説(賈氏説)と、古く徹広は涂度 (戴震説) がある。 の (路巾) が軌をもって 徹

ているにすぎない。 このように、車人が車をつくるときの基準を見てきたが、 したがって規矩の意匠から正確な検討を加えることはここでは不可能である。 前述の乗車、 兵車の制の規格が、詳細であったのに比べて、すこぶる大略が示され

1 頭髪早白而落者名宣、易以巽為宣髪是也、取人長之一、以為一矩以為宣、云云」である。 鄭玄の注に「矩法也所法者人也」とある。鄭鍔の注解では、「人長八尺以八尺而三分之、則毎分各長二尺六寸三分寸之二、是一矩言用、是以為矩法也、凡人 (東巌『周礼訂義』)

註

- 鄭玄注に「橫斷斤柄」と、また爾雅には「句極謂之定」とある。
- 趙氏の注釈に「磬折謂人所立之儀、蓋人磬折立則上俛、云云」とある。 (東巌『周礼訂義』)
- 王昭禹は「或楺曲木以為体、或資利転以為用、器殊而事類比車人所以為耒也」と。 (東巌『周礼訂義』)
- **(5) (4) (3)** 『繋辞下伝』に「神農氏作、斵木為耜、楺木為耒」
- 6 『東瀛珠光』第六輯第三百二十、宮内省(明治四一年、審美書院)『正倉院目録』奈良国立博物館(昭和三二、一〇)
- **(7**) 『考工記図』に「徹広八尺明矣、古者涂度以軌、云々、不合徹不可行於涂、 車人徹広六尺字之誤輿」とある。

兵車の制と比較すれば次のようである。

車の各部分の名称は、前説の乗車、

所以命之車人而特見於考工之末歟)とある。東巌『周礼訂義』第七十九巻。 の車は、画象石に多く見られる車であるから、この記は時代的には、既説の記載から後代に、 牝服が較、徹広は所謂軌広のこと、鬲は衡にあたる。轅が輈で、轅は直であり両側にあって、 ずれて付け加えられたものであろうかと思われる。 その中に牛馬を入れて曳かせるものと考えられている。この形式 (易氏日、此

結

『考工記』に記録された車制の複元図をつくり、その造形的性格をみてきた。

構材の比例的規格寸法とは、およそ緊密な関係は見出せない。にもかかわらず『考工記』に、それが加えられていることの意図は、 車の遺物に適合したものであった。そして、車の機動性や構造機能についても、各箇所に記されているが、これは全型体からの割出法によった 記には、 構成材の寸法規格について詳しく、とくにその型式は、細部はともかく、大体において戦国代から秦・漢代にかけての、兵車や乗用 「礼」社会

つぎには車の性格から、意匠形式だけでは、現実的な価値のないものになるおそれがあって、そこで経験的に、伝えられてきた車の機能と、そ まず「礼」の器としての、理想的意匠をもって、 『周礼』には一貫した礼制の記録を保持することが、目指されていたのだと考えられよう。 と戦国社会の時代的背景から考えれば、推察に難くないことであろう。

の理解ができる、 玄の注釈によって後漢代の、また宋代の集注書などを見るとき、易法の思想をもった規矩の解釈から、はじめて車の型式はつくられること とするような表現である。そこには、規矩に天地の象があって、聖なる造型物 (礼器、たとえば祭器具など)の真髄には、

規 矩 考

の効用性を付け加える必要があった、と思われる。

規 矩 考

れが具わっていなければならないとした。

具体的に捉えることができた。車人は、耒耜の場合にも、同一の基準長でもって度としているように、おそらく象徴的意味の相似のものに対し 寸法に象数を用い、初歩的な、幾何学形とその計測法がなされている。 これが矩法である。 ここでは、車制の用矩の法であったが、およそ

て、他にも応用せられたであろう。

とするので、神技に近いこととしたようである。 と尺度)によって、木板か粘土板、軟石板面などに、比較的大寸の規画がなされたであろう。原寸設計はその後の問題である。巧な技術を必要 いずれにしても、このような図形的思考がなされる場合には、緻密な線描 錐、 針による)で、しかも正確な規(コンパス)と矩 (直角定木